

## 公文書の誤廃棄について

緑区役所津久井まちづくりセンターにおいて、平成 26 年度末をもって保存期間が満了した公文書のうち、歴史的公文書として保存すべき公文書を誤って廃棄する事案が発生しましたので、お知らせします。

本件について、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

### 1 誤廃棄が判明した日

平成 27 年 9 月 8 日(火)

### 2 誤廃棄した公文書の件数

平成 27 年 3 月 31 日に保存期間が満了した公文書のうち、歴史的公文書として保存すべき公文書 76 件

内訳 ・旧津久井町において、平成 16 年度に作成した保存期間 10 年の公文書のうち、歴史的公文書として保存すべき公文書 72 件  
・津久井総合事務所内の各課において、平成 21 年度に作成した保存期間 5 年の公文書のうち、歴史的公文書として保存すべき公文書 4 件

### 3 誤廃棄した公文書の主な内容(簿冊名称)

企画政策会議、地方公務員制度実態調査書類、国県表彰内申上申書類等

### 4 事案の発生経過

平成 27 年 1 月 5 日

津久井まちづくりセンターから情報公開課へ平成 26 年度末をもって保存期間が満了する公文書の一覧表の提出を行う。

平成 27 年 6 月 15 日

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会において、平成 26 年度に保存期間が満了した公文書の廃棄について審議され、答申が出される。

平成 27 年 6 月 30 日

上記答申結果に基づき、津久井まちづくりセンターにおいて廃棄公文書目録に登載された公文書の廃棄の意思決定を行う。

平成 27 年 7 月 3 日

津久井まちづくりセンター所管の平成 26 年度末をもって保存期間が満了した公文書の廃棄処分を行う。

平成 27 年 9 月 8 日

情報公開課から、歴史的公文書として保存すべき公文書の引渡しに関する連絡があり、確認したところ、保存すべき公文書が廃棄処分した公文書の中に含まれていたことが判明する。

### 5 今後の対応

今回の事案の原因は、平成 26 年度末をもって保存期間が満了した公文書については、歴史的公文書の引渡しが行われ、全てが廃棄の対象であると思い込み、廃棄公文書目録との照合を怠ったことによるものです。

今後は、改めて職員一人ひとりが、公文書は市民の財産であるということを十分理解するとともに、廃棄する公文書の複数人による確認を徹底するなど、再発防止に努めます。

問合せ先  
津久井まちづくりセンター  
直通電話 042-780-1402  
対応責任者 鈴木、畑

旧津久井町において、平成16年度に作成した保存期間10年の公文書のうち、歴史的公文書として保存すべき公文書72件

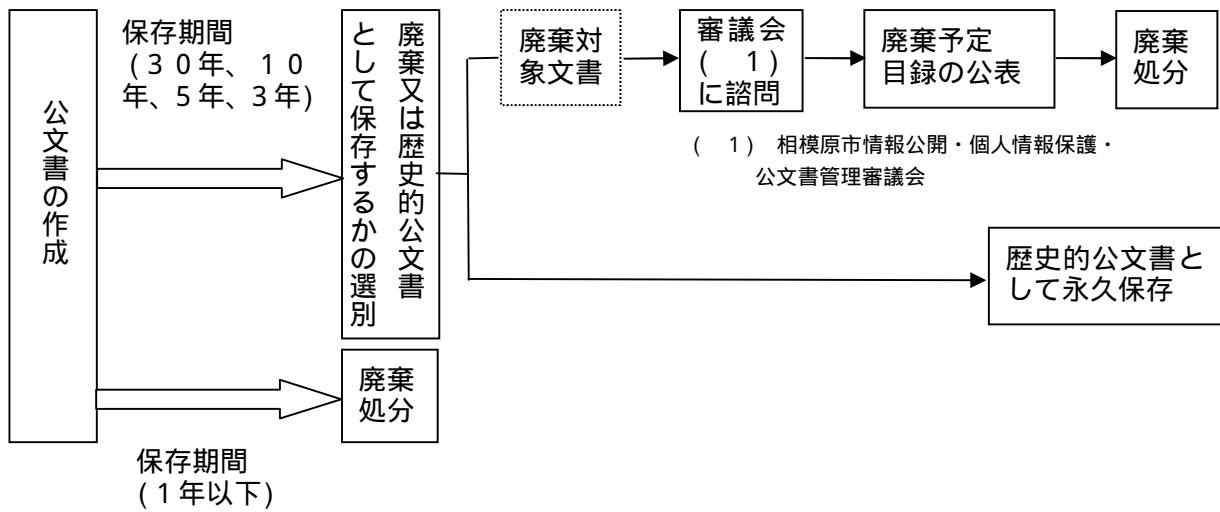
	簿冊名称	当時の主務課 又は引継課
1	土地利用調整委員会書類	企画政策室
2	行政改革書類	企画政策室
3	企画政策会議	企画政策室
4	地方公務員給与実態調査書類	総務課
5	勤務条件に関する調査書類	総務課
6	地方公務員制度実態調査書類	総務課
7	国県表彰内申上申書類	総務課
8	地震対策関係書類	防災課
9	地域防災計画関係書類	防災課
10	戸籍に関する統計書類	町民課
11	入札契約制度検討委員会書類	契約検査課
12	保健計画策定書類	健康福祉課
13	保健計画策定書類(3万人健康ウォーク)	健康福祉課
14	都市計画審議会関係書類	都市計画課
15	地区計画届出書類	都市計画課
16	各種業務委託関係書類(農とみどりの整備事業韮尾根地区農道工事測量調査設計業務委託)1	産業経済課
17	各種業務委託関係書類(農とみどりの整備事業韮尾根地区農道工事測量調査設計業務委託設計説明書)2	産業経済課
18	各種業務委託(農とみどりの整備事業韮尾根地区農道工事測量調査設計業務委託設計説明書)3	産業経済課
19	各種業務委託関係書類(農とみどりの整備事業鮑子北地区農道工事設計業務委託)4	産業経済課
20	各種業務委託関係書類(農とみどりの整備事業鮑子北地区農道工事測量調査設計業務委託設計説明書)5	産業経済課
21	各種業務委託関係書類(農とみどりの整備事業鮑子北地区農道工事測量調査設計業務委託設計説明書)6	産業経済課
22	県費補助事業書類(農とみどりの整備事業、韮尾根地区農道整備工事実施設計書)1	産業経済課
23	県費補助事業書類(農とみどりの整備事業、韮尾根地区農道整備工事変更変更設計書)2	産業経済課
24	県費補助事業書類(農とみどりの整備事業、韮尾根地区農道整備工事施工計画書)3	産業経済課
25	県費補助事業書類(農とみどりの整備事業、韮尾根地区農道整備変更施行計画)4	産業経済課
26	県費補助事業書類(農とみどりの整備事業、韮尾根地区農道整備工事日報)5	産業経済課
27	県費補助事業書類(農とみどりの整備事業、韮尾根地区農道整備承認願綴)6	産業経済課
28	県費補助事業書類(農とみどりの整備事業、韮尾根地区農道整備書類綴)7	産業経済課
29	県費補助事業書類(農とみどりの整備事業、韮尾根地区農道整備工事出来高設計書)8	産業経済課
30	県費補助事業書類(農とみどりの整備事業、鮑子北地区農道整備工事実施設計書)9	産業経済課
31	県費補助事業書類(農とみどりの整備事業、鮑子北地区農道整備工事変更設計書)10	産業経済課
32	県費補助事業書類(農とみどりの整備事業、鮑子北地区農道整備工事施工計画書)11	産業経済課
33	県費補助事業書類(農とみどりの整備事業、鮑子北地区農道整備工事変更施行計画書)12	産業経済課
34	県費補助事業書類(農とみどりの整備事業、鮑子北地区農道整備工事承認願い)13	産業経済課
35	県費補助事業書類(農とみどりの整備事業、鮑子北地区農道整備工事承認願(変更))14	産業経済課

	簿冊名称	当時の主務課 又は引継課
36	県費補助事業書類（農とみどりの整備事業、鮑子北地区農道整備工事日報等）15	産業経済課
37	県費補助事業書類（農とみどりの整備事業、鮑子北地区農道整備工事提出書類一式）16	産業経済課
38	県費補助事業（農とみどりの整備事業、鮑子北地区農道整備工事出来高設計書）17	産業経済課
39	県費補助事業（農とみどりの整備事業、補助金申請関係書類（韮尾根地区、鮑子北地区））18	産業経済課
40	県費補助事業（農とみどりの整備事業、測量業務委託（鮑子北線））19	産業経済課
41	国庫補助事業書類（農村環境整備計画策定事業委託）	産業経済課
42	農業経営改善支援センター関係書類	産業経済課
43	農業経営基盤強化推進法関係書類	産業経済課
44	農地流動化推進関係書類	産業経済課
45	農業振興地域整備計画書定期的変更書類	産業経済課
46	農業マスタープラン関係書類	産業経済課
47	水源の森林づくり事業書類1/2	産業経済課
48	水源の森林づくり事業書類2/2	産業経済課
49	町森林整備計画書	産業経済課
50	銃猟禁止区域設定書類	産業経済課
51	鳥獣保護区設定書類	産業経済課
52	国県表彰内申上申書類	環境課
53	一般廃棄物処理計画実績実態調査	環境課
54	道路施設現況調査関係書類	建設課
55	各種業務委託関係書類（誤接続調査）	上下水道課
56	各種業務委託関係書類（受益者負担金賦課調査）	上下水道課
57	調査・統計書類（流入下水量）	上下水道課
58	調査・統計書類（下水道に関する実態調査）	上下水道課
59	調査・統計書類（調査回答）	上下水道課
60	国庫要望調書（実施計画）	上下水道課
61	国庫要望調書（第1次要望）	上下水道課
62	国庫要望調書（第2次要望）	上下水道課
63	表彰内申書類	教育総務課
64	青少年問題協議会表彰書類	生涯学習課
65	調査統計資料	農業委員会事務局
66	国有農地管理関係書類	農業委員会事務局
67	議案原義綴 H7～H17	合併対策室
68	議案原義綴（追加分）H13～H14	合併対策室
69	会議結果綴（H7～H17）	合併対策室
70	告示関係綴（H7～H17）	合併対策室
71	労働協約	合併対策室
72	正副組合長会議関係書類	合併対策室

津久井総合事務所の各課において、平成 21 年度に作成した保存期間 5 年の公文書のうち、歴史的公文書として保存すべき公文書 4 件

	簿冊名称	当時の主務課
1	公文書公開請求	津久井保健福祉課
2	市民まつり	津久井経済課
3	簡易水道委員会	津久井建設課
4	建議答申	西農業委員会事務局

公文書のライフサイクル



歴史的公文書とは

過去の公文書の中には、貴重な本市の成長の過程が記録されています。

これらの公文書のうち、後世に残すべき重要なもので、永久に保存をしていく必要があるものを歴史的公文書といい、平成26年4月1日に施行した相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)第2条第3項に規定しています。

歴史的公文書の選別は、実施機関(2)が制定した歴史的公文書選別基準に基づき実施機関が行います。

(2) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会

歴史的公文書選別基準の基本的な考え方

(1) 相模原市公文書管理条例別表の公文書の区分を基に判断

保存期間	対 応
30年	原則として選別
10年又は5年	重要と考えられるものを選別
3年以下	原則として選別しない

(2) 保存期間にかかわらず、次に該当するものを選別

- ・制度又は組織の新設又は改廃に関するもの
- ・市の行事・事件、市政又は市民生活に関するもので重要なもの
- ・歴史的価値があると認めるもの

## 市長が定める歴史的公文書選別基準

番号	公文書の区分
1	市の総合計画及び基本方針に関するもの
2	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの
3	市の廃置分合、境界変更及び行政区画に関するもの
4	市の沿革に関するもの
5	条例、規則、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの
6	議案、報告その他市議会に関するもの
7	叙勲、褒章及び市表彰に関するもの
8	諮問及び答申に関するもの
9	市長等の事務引継に関するもの
10	職員の任免及び賞罰に関するもので重要なもの
11	公有財産の取得、処分等に関するもの
12	予算及び決算に関するもので重要なもの
13	市の行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの
14	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの
15	許認可等の行政処分に関するもので重要なもの
16	訴訟等に関するもので重要なもの
17	請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの
18	不服申立てに関するもので重要なもの
19	附属機関等に関するもの
20	調査研究、統計等に関するもので重要なもの
21	制度又は組織の新設又は改廃に関するもの
22	市の行事・事件、市政又は市民生活に関するもので重要なもの
23	前各項に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの